

2020 年度前期における講義等の実施について (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 (教務関連))

文部科学省より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する取組を徹底するよう通知があり、危機対策本部及び全学教務委員会として当分の間、講義等に関して、下記のとおり特別に対応することを取りまとめましたのでお知らせします。なお、この対応の終了時期は新型コロナウイルス感染症の収束状況等に鑑みて判断します。

1. 発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について

授業担当者や担任等は、感染拡大の防止の観点から、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養するよう指導をしてください。その場合、学校保健安全法第 19 条による出席停止の取り扱いとし、北陸大学公認欠席等に関する細則第 5 条を適用し公欠とします。学外実習等における出席停止等の対応については、当該学部より学生に別途指導してください。また、学生にできる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導してください。これらの対応については、ガイダンスや掲示、メール等で学生に周知します。

2. 講義等の実施について

(1) 感染拡大防止の考え方

専門家会議の見解にある、クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための 3 つの原則を基本方針(以下「感染拡大防止の考え方」という。)とします。

- ① 換気を励行する: 窓のある環境では、可能であれば 2 方向の窓を同時に開け、換気を励行します。
- ② 人の密度を下げる: 人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を空けるなどして、人の密度を減らす。
- ③ 近距離での会話や発声、高唱を避ける: 周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクの装着を励行します。

(2) 講義等の実施の基本方針

2020 年 3 月 27 日(金)～5 月 20 日(水)を、学生の健康・安全面に配慮しつつガイダンス(新入生の健康診断も含む)、講義・実習・実験等(以下「講義等」という。)を実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特例期間(以下「特例期間」という。)とし、以下の対策を行います。

- ① 2020 年度の学事暦の変更は想定せず、学期始め・終わりの時期は変更しない方針。
- ② 「感染拡大防止の考え方」を満たす講義等の場合、通常のスケジュールで講義等を実施する。
- ③ 「感染拡大防止の考え方」を満たすことが困難な講義等の場合、様々な工夫によっ

て【感染拡大防止の考え方】が保たれた環境を確保する。

- ・大きな教室に変更する。
- ・クラスを二つのグループに分け、90分の授業の前半と後半でグループを入れ替え、同じ内容の授業を2回行う。
- ・クラスを二つに分け、隔週授業を行う（下記参照）。

④ 実験、実習、演習については、実施する学部の実情に応じて様々な工夫によって【感染拡大防止の考え方】が保たれた環境を確保する。

(3) 事前に実施すべき準備事項

全学、学部、その他各種教育プログラムの責任者及び教員は、以下の準備を行います。

- ① 全ての授業を対象として、【感染拡大防止の考え方】が確保できるか確認する。
- ② 必要に応じて、manaba等を通じて、科目ごとに教材の提示や学習・課題提出等の指示を行う。

(4) 特例期間における講義等の実施方法及びスケジュール

特例期間においては、原則として、以下の方法及びスケジュールで講義等を実施します。

- ① 授業開始時の注意喚起の徹底（担任からも適宜注意喚起）
 - ・発熱や咳などの風邪の症状が見られるとき帰宅を促す。
 - ・起床時に健康状態の確認（検温等）を行うよう指導する。また、少しでも体温が高いと感じた場合には、保健室を利用して検温するよう指導する。
 - ・感染症の拡大防止の必要性について学生の理解を促す。
 - ・可能な限り間隔を空けた着席を指導する。
 - ・手洗い・入室時の消毒の徹底及びマスク着用の励行など。授業用マイクは、授業担当者が開始前に教室付近にある消毒液やティッシュ等を使用して消毒する。
- ② 「感染拡大防止の考え方」を満たす講義等の場合
 - ・通常のスケジュールで講義等を実施する。ただし、「感染拡大防止の考え方」は十分確保する。
- ③ 「感染拡大防止の考え方」を満たすことが困難な講義等の場合
 - ・隣の人との距離の確保が困難など、「感染拡大防止の考え方」を確保することが困難な講義等では、**例えば**次の工夫などで講義参加者を半分に縮小しつつ、通常の授業計画のスケジュールで授業を進める。
 - ・クラスの受講生を名簿順によって半分に分け、学生は隔週で講義に出席する。講義に出席している学生は通常の授業を受ける。講義に出席していない学生に対しては、manaba等を通じて課題を課す、またアルベスを活用、あるいは教科書、配付資料に従って学習させる。次週は講義出席者を入れ替えて授業を行う。
 - ・このような方法を繰り返す。
 - ・ただし、第一週目の講義は、全受講者を対象として授業の進め方などを説明し、短

時間で終了するものとする。

(運用のイメージ1：講義内容に順序性がない場合)

	第二週	第三週	第四週	第五週
A グループ	①の内容を対面学習	②の内容を自宅学習	③の内容を対面学習	④の内容を自宅学習
B グループ	②の内容を自宅学習	①の内容を対面学習	④の内容を自宅学習	③の内容を対面学習

(運用のイメージ2：講義内容に順序性がある場合)

	第二週	第三週	第四週	第五週
A グループ	①の内容を対面学習	②の内容を自宅学習	③の内容を対面学習	④の内容を自宅学習
B グループ	①の内容を自宅学習	②の内容を対面学習	③の内容を自宅学習	④の内容を対面学習

※ 自宅学習は当日の時間割等から教室外学習の対応も考えられる。

(5) 特例期間における講義等実施の要件

特例期間に講義等を実施する場合においては、「感染拡大防止の考え方」に基づき、原則として以下の要件を満たすこととする。

- ① 一定の間隔を空けて座席を確保できること。
- ② 90分の講義の中で30分に1回程度、休憩時間を設け換気を実施すること。なお、休憩時間分の講義の延長は不要である。
- ③ 担当教員及び受講学生はマスク着用や手洗いなど衛生管理を行うこと。

(6) 講義が実施できない場合の代替措置

特例期間において、やむを得ない事情で講義が実施できない場合、以下の代替措置を実施することとする。以下の措置に限らず、授業担当教員の裁量と責任により、受講学生の手承を得たうえで、e-ラーニングを行うこともできる。

- ① レポート課題（教科書を読み考察するなど）などを与える。
- ② manaba等を通じた授業資料等による自宅学習を指示する。
- ③ 特例期間は講義等を実施せず、夏季休業期間や授業予備日に実施する。

(7) 特例期間の解除または延長等

- ① 4月30日（木）の時点の国の要請等の状況に応じて適宜判断する。

(8) その他

特例期間においては、以下の点に留意することとする。

- ① 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学修課題を適切に課すことに努めること。
- ② 上記の方法はあくまでも原則であり、講義内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず講義を実施することができること。その場合には、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を

徹底すること。

- ③ 入国制限措置より入国できない外国人留学生などに対しては、課題提示等による学修機会の確保、補講、学修評価等、弾力的に対処するなど不利益が生じないように配慮すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大学が臨時休業となった場合の対応については、別途、方針を示すこととする。

2. 出席停止（公欠）の対応

(1) 対象区分

- ① 学生本人が感染した場合
- ② 感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合
- ④ 留学等、海外渡航からの帰国者・新入留学生（帰国日から14日間は自宅待機とする。）

(2) 出席（公欠）停止期間

- ① 医師により治癒したと診断されるまでとする。
- ② 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間
- ③ 学生自身が「完全回復」と判断した日までとする。ただし、(1) ③の症状が4日以上続く場合は最寄りの保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談するよう指導する。
- ④ 帰国日から起算して14日間とする。入国制限措置により入国できない期間も公欠の対象期間とする。

(3) 北陸大学公認欠席等に関する細則の適用

- ・ 2. (1)対象区分①～③の該当者は「北陸大学公認欠席等に関する細則」第5条を適用する。②③に該当する場合の証明書類は不要とする。
- ・ 2. (1)対象区分④に該当者は「北陸大学公認欠席等に関する細則」第3条を適用し、公欠事由は「その他、当該教務委員長が特段の事由として認めた場合」をとする。

(4) 手続き

- ① 学生本人から、学生課メールアドレスへメールで連絡した後、当該学部教務事務担当課に電話連絡をする。
- ② 教務事務担当課から該当学部、担任、関係部局へ連絡（メール等）をする。
- ③ 症状が回復後、「公欠届」を提出する。2. (1)対象区分①の該当者は大学へ事前に連絡をさせた上で提出することとする。

※ 「北陸大学公認欠席等に関する細則」を参照

3. 公欠による授業の取り扱い

出席停止（公欠）となった学生に対しては、課題等の提示による学修機会の確保及び補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等、弾力的に対処することで、不利益が生じないように配慮してください。

4. その他

政府や厚生労働省、文部科学省の最新の情報について、適宜確認をお願いいたします。

(1) 厚生労働省：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 文部科学省：

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

5. 参考資料

- (1) 2020年3月24日付「【重要】新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力をお願い」：北陸大学
- (2) 2020年3月25日付「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る公欠の取扱いについて」：北陸大学
- (3) 令和2年3月24日付「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」：文部科学省
- (4) 2020年3月19日付「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- (5) 2020年3月16日付「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行にあたり全国の大学保健管理施設が行う業務や助言の目安」：公益社団法人全国保健管理協会理事会
- (6) 令和2年3月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について（周知）」：文部科学省
- (7) 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」：文部科学省、厚生労働省

※今後の新型コロナウイルス感染症の影響の変化などにより、取り扱いが変更となる可能性がありますので、ご留意願います。

（第2回危機対策本部）
（2019年度第12回全学教務委員会）